

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年10月25日 10時21分ごろ
発生場所	青森県平内町 ^{ひらない いのう} 稲生漁港西北西方沖 稲生港西防波堤灯台から真方位289° 2.1海里付近 (概位 北緯40° 59.4′ 東経140° 49.6′)
事故の概要	プレジャーボートかえでは、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年11月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート かえで、5トン未満（長さ5.76m）
船舶番号、船舶所有者等	235-39389青森、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機が濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、船長が船体中央付近で、同乗者2人が船尾側で釣りをしながら漂泊中、船尾付近からの浸水を認めた。</p> <p>本船は、船長が他の船舶に救助を依頼し、船長及び同乗者2人が救助された後、転覆した。</p> <p>本船は、漁船にえい航されて稲生漁港稲生地区に着岸した。</p> <p>本船は、本事故後、船体に破口や亀裂等はなかったものの、‘船外機の燃料ホースが通る船体の貫通部’（以下「本件貫通部」という。）に防水措置がないことが確認された。</p> <p>本船は、約5年前に中古で購入されたもので、本件貫通部は、購入時のままであった。</p> <p>船長は、発航前に本船の点検を行ったが、本件貫通部に防水措置がないことに気付かなかった。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、稲生漁港西北西方沖で漂泊中、本件貫通部から海水が浸入したことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、稲生漁港西北西方沖で漂泊中、本件貫通部から海水が浸入したため、転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水に浸かる可能性のある船体の貫通部には、海水が船内に流入

	しないよう防水措置を施すこと。
--	-----------------